

9. メディアにおける男女共同参画の推進

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等</p>	<p>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等</p> <p>○メディアにおける男女共同参画の推進</p> <p>①性・暴力表現や固定的な性別役割分担意識に基づく表現などの改善の観点から、企画、制作、編集などメディアのあらゆる段階、特に方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。</p> <p>②メディアにおける討論や情報発信の機会に女性が積極的に参加し、重要な役割を果たすことができるよう促す。</p> <p>③メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)</p> <p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)(9(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)(9(1)ア①に前掲)</p>	<p>○ 引き続き、男女共同参画週間等を通じて男女共同参画を推進(内閣府)</p> <p>○ 引き続き、男女共同参画週間等を通じて男女共同参画を推進(内閣府)</p> <p>○ 引き続き、男女共同参画週間等を通じて男女共同参画を推進(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することを期待する。</p> <p>○メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援</p> <p>④メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、また、社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアの自主的取組を促す。</p> <p>⑤放送分野においては、「放送と人権等権利に関する委員会」が設けられているが、民間における自主的な取組が機能していない分野については、女性の人権侵害につながるメディア表現等について苦情を処理し改善を促す機</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p>	<p>○ 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)(9(1)ア①に前掲)</p>	<p>○ 引き続き、男女共同参画週間等を通じて男女共同参画を推進(内閣府)</p> <p>○ 報道の自由等を勘案しつつ、慎重に検討(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>能を有する第三者機関の在り方に関し、諸外国の例を研究する。</p> <p>○性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離</p> <p>⑥性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>	<p>○「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」①国の取組事項、②国から地方公共団体への要請事項、③国から関係業界団体への要請事項についての取組をとりまとめ(内閣府 平成18年7月)</p> <p>○ 青少年の非行問題に取組む全国強調月間(7月)及び全国青少年健全育成強調月間(11月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運情勢及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進(内閣府)</p> <p>○「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を開催し、いわゆるバーチャル社会が子どもにもたらす弊害やその対策の現状と問題点、今後の取組強化の方向性について検討し、最終報告書を取りまとめ。(警察庁 平成18年12月)</p> <p>○ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類に対する取締りの推進。(警察庁)</p> <p>○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国</p>	<p>○ 引き続き左記の取組・活動を推進。(内閣府)</p> <p>○ 引き続き、有害図書類に対する取締りを推進。(警察庁)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑦これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。</p> <p>○児童を対象とする性・暴力表現の根絶</p> <p>⑧児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすお</p>	<p>内閣府、文部科学省</p> <p>警察庁</p>	<p>フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～)(7(3)エ①に前掲)</p> <p>青少年を取り巻く有害環境対策に係る推進体制を整備した都道府県数(累計)</p> <p>平成16年度:11か所 平成17年度:21か所 平成18年度:28か所</p> <p>○平成19年1月、中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の自立にむけて」の中で、各情報メディア業界・事業者による一層の実効性ある取組が求められる等、青少年の健全育成に資するコンテンツづくりを促進することを提言。(文部科学省)</p> <p>○青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～)(7(3)エ①に前掲)</p> <p>青少年を取り巻く有害環境対策に係る推進体制を整備した都道府県数(累計)</p> <p>平成16年度:11か所 平成17年度:21か所 平成18年度:28か所</p> <p>○児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りの推進及び被害児童の保護を実施。(警察庁)</p>	<p>○携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究を実施予定。(文部科学省 平成20年度)</p> <p>○引き続き、児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りをし推進し、被害児童の保護を実施。(警察庁)</p>

	件数	人員
○	10,400	10,400
○	10,400	10,400

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																					
	<p>それがあるが、近年はインターネットを通じて国境を越えて流通していることから、これに対処するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築に向けて取り組むなど、関係機関等との情報交換の緊密化を図るとともに、その取締りを強化し、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。</p> <p>○地域の環境浄化のための啓発活動の推進 ◎学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。</p>	<p>内閣府、警察庁、文部科学省</p>	<table border="1" data-bbox="819 277 1285 427"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年</td> <td>2,229</td> <td>1,613</td> <td>616</td> <td>1,490</td> <td>1,140</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>2,049</td> <td>1,579</td> <td>470</td> <td>1,336</td> <td>1,024</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ G8による児童ポルノ画像に関する国際データベースの開発・運用に対し財政的支援等を実施。(警察庁)</p> <p>○ 「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針－情報化社会の進展に対応して－」①国の取組事項、②国から地方公共団体への要請事項、③国から関係業界団体への要請事項についての取組をとりまとめ。(内閣府平成18年7月)(9(1)ア⑥に前掲)</p> <p>○ 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月)及び全国青少年健全育成強調月間(11月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運情勢及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進(内閣府)</p> <p>○ 都道府県単位での「プロバイダー等連絡協議会」の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民一体となったわいせつ情報等の違法・有害情</p>		計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350	17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312	<p>○ 引き続き、児童ポルノ画像に関する国際データベースの開発・運用に対して財政的支援等を実施。(警察庁)</p> <p>○ 引き続き左記の取組・活動を推進。(内閣府)</p>
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ																			
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350																			
17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			<p>報を排除。(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育手帳の作成(文部科学省)(5(2)21に前掲) ○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～)(7(3)エ①に前掲) 青少年を取り巻く有害環境対策に係る推進体制を整備した都道府県数(累計) 平成16年度:11か所 平成17年度:21か所 平成18年度:28か所 ○ 平成19年1月、中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の自立にむけて」の中で、各情報メディア業界・事業者による一層の実効性ある取組が求められる等、青少年の健全育成に資するコンテンツづくりを促進することを提言。(文部科学省) ○ 平成19年2月に、携帯電話利用の留意点等を盛り込んだ子供向け啓発リーフレットを作成し、小学校6年生全員に配布。(文部科学省 平成19年度) ○ 平成19年2月に、文部科学省、警察庁及び総務省の連名で、都道府県知事、教育委員会、都道府県警察等に対し、携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動に取り組んでいただくよう依頼する通知を発出。(文部科学省、警察庁、総務省) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き作成予定(文部科学省) ○ 引き続き実施予定。(文部科学省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p data-bbox="374 459 595 579">イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討</p> <p data-bbox="374 644 595 703">○現行法令の適用による取締りの強化</p> <p data-bbox="374 735 595 1158">①インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、刑法第175条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。また、違法・有害コンテンツの把握のための民間団体を通じた効果的な推進方策を検討する。</p>	<p data-bbox="609 735 689 762">警察庁</p>	<p data-bbox="734 735 1379 946">○ 都道府県警察では、ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールを実施しているほか、違法情報・有害情報を発見した場合は各種法令に基づいて、違法行為の検挙、プロバイダーや電子掲示板の管理者に対する削除の要請等の措置を講ずるとともに効果的な広報を実施。(警察庁)</p> <p data-bbox="734 1015 1379 1099">○ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りの推進及び被害児童の保護を行っている。(警察庁)</p> <p data-bbox="734 1106 1379 1375">○ 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づく不正誘引事犯の取締りを推進した。(警察庁) ・サイバー犯罪の検挙状況(わいせつ物頒布等) 19年上半期 84件 18年 192件 17年 125件 ・サイバー犯罪の検挙状況(児童買春・児童ポルノ法違反)</p>	<p data-bbox="1393 277 2038 336">○ 携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究を実施予定。(文部科学省 平成20年)</p> <p data-bbox="1393 735 2038 794">○ 民間活力を活用してサイバーパトロールを強化するとともに、効率的かつ効果的な捜査を推進。(警察庁)</p> <p data-bbox="1393 1015 2038 1102">○ 引き続き、児童買春・児童ポルノ法に基づく児童ポルノ事犯の取締りを推進し、被害児童の保護を図る。(警察庁)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																				
	<p>○インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討</p> <p>②情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。</p>	<p>総務省、 経済産業省</p>	<p>19年上半期 371件 18年 714件 17年 456件</p> <table border="1" data-bbox="831 373 1285 491"> <caption>児童買春・児童ポルノ禁止法による検挙状況</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">件数</th> <th colspan="3">人員</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> <th>計</th> <th>児童買春</th> <th>児童ポルノ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年</td> <td>2,229</td> <td>1,613</td> <td>616</td> <td>1,490</td> <td>1,140</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>2,049</td> <td>1,579</td> <td>470</td> <td>1,336</td> <td>1,024</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="824 523 1279 641"> <caption>出会い系サイト規制法第6条（不正誘引）違反の検挙状況</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年</td> <td>47</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>18</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成18年11月、インターネット上の有害な情報から未成年者を保護するため、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう要請（総務省）。</p> <p>○平成19年2月、警察庁及び文部科学省と合同で、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に対し、携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼（総務省）</p> <p>○フィルタリングソフトの無償提供やシンポジウムの開催等を通して、フィルタリングの普及啓発を実施。 また、「フィルタリング普及啓発アクションプラン」等に基づき、関係省庁、関係事業者等が連携しつつ、メールマガジンやセミナー、HPを通じた情報提供等を通じて、フィルタリングの周知等を推進。（経済産業省）</p>		件数			人員			計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ	18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350	17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312	区分	件数	人員	18年	47	48	17年	18	17	<p>○インターネット上の違法・有害なコンテンツ（性・暴力）に対応したレーティング基準の随時の見直しを行う。また、フィルタリングソフトの無償提供等、フィルタリングの効果的活用を促すための普及啓発活動を実施。（経済産業省）</p>
	件数				人員																																			
	計	児童買春	児童ポルノ	計	児童買春	児童ポルノ																																		
18年	2,229	1,613	616	1,490	1,140	350																																		
17年	2,049	1,579	470	1,336	1,024	312																																		
区分	件数	人員																																						
18年	47	48																																						
17年	18	17																																						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>③性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報を含むインターネット上の違法有害な情報の流通に対して、「インターネット上における違法・有害情報への対応に関する研究会」を設置し、有識者、電気通信事業者、消費者代表者等の参加を得て、表現の自由、通信の秘密に配慮しつつ、プロバイダ等による自主的対応及びこれを支援する方策についての検討を進める。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。</p> <p>④有識者等による「総合セキュリティ対策会議」において、</p>	<p>総務省</p> <p>警察庁</p>	<p>無償配布フィルタリングソフトダウンロード数 平成8年度～16年度・・・12,230件 平成17年度・・・16,962件 平成18年度・・・27,259件</p> <p>○「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催(平成17年8月～18年8月)し、18年8月に最終報告書を公表(総務省)。</p> <p>○最終報告書を受けて電気通信関連団体において策定された、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(平成18年11月)の適切な運用を支援(総務省)。</p> <p>○「インターネット・ホットラインセンター」の運用を開始。(警察庁 平成18年6月～) ・「インターネット・ホットラインセンター」の通報受理件</p>	<p>○「インターネット・ホットラインセンター」の体制の増強を推進。(警察庁)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の一方策として、インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口である「ホットライン」設置に向けた検討を進める。</p> <p>ウ メディア・リテラシーの向上</p> <p>○メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p> <p>①メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目に晒されることが不可欠であることから、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。</p>	<p>総務省、文部科学省</p>	<p>数 平成19年上半期 36,268件 平成18年(6～12月) 29,105件</p> <p>○ 今後のICTメディアの健全な利用の促進を図り、子どもが安全に安心してインターネットや携帯電話等を利用できるようにするために、ICTメディアリテラシーを総合的に育成する「ICTメディアリテラシー育成プログラム」を平成18年度に開発した。平成19年7月にこのプログラムを公開し、普及を図っているところ。(総務省 平成18年度～)</p> <p>○ (放送分野における視聴者保護施策に関する調査研究) 放送分野におけるメディア・リテラシー教材の開発・普及</p> <p>○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国</p>	<p>○ 「インターネット・ホットラインセンター」で受理した違法情報、有害情報の内容、傾向等やインターネット利用者の問題意識等に関する分析結果等を踏まえ、ホットライン運用ガイドライン検討協議会による、ガイドライン改正を視野に入れた検討に協力。(警察庁)</p> <p>○ 引き続き「ICTメディアリテラシー育成プログラム」の普及を図るとともに、必要な更新を行う。(総務省)</p> <p>○ 引き続き放送分野におけるメディア・リテラシー教材の開発・普及を実施。(総務省)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○情報教育の推進</p> <p>②学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～)(7(3)エ①に前掲)</p> <p>青少年を取り巻く有害環境対策に係る推進体制を整備した都道府県数(累計)</p> <p>平成16年度:11か所 平成17年度:21か所 平成18年度:28か所</p> <p>○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」こととしている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実を努める」こととしている。(文部科学省 平成14年度～)</p> <p>○ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、全国フォーラム及び調査研究を実施。(文部科学省 平成16年度～)(7(3)エ①に前掲)</p> <p>青少年を取り巻く有害環境対策に係る推進体制を整備した都道府県数(累計)</p> <p>平成16年度:11か所 平成17年度:21か所 平成18年度:28か所</p> <p>○ 保護者等の有害情報に対する意識向上を図るための、映像資料の作成・活用を図るとともに、携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究を实</p>	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>③学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>施。(文部科学省 平成20年)</p> <p>○ 学習指導要領において、小学校段階では、各教科等の指導に当たって、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ適切に活用する学習活動を充実する」こととしている。中学校・高等学校段階においては、「情報手段を積極的にできるようにするための学習活動の充実に努める」ことを明記(平成14年度～)。(文部科学省)(7(3)エ①に前掲)</p>	
<p>(2)国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進</p>	<p>○男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透</p> <p>①「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を国の職員に広く周知するとともに、必要に応じて改定についての検討を行う。</p> <p>○ガイドラインの他の機関への啓発</p> <p>②「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を地方公共団体、民間のメディア等に広く周知し、自主的取組を奨</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの配布(内閣府)</p> <p>○ 男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの改定の必要性について検討。(内閣府)</p> <p>○ 男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの配布(内閣府)(9(2)①に前掲)</p>	<p>○ 引き続き男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの周知。(内閣府)</p> <p>○ 引き続き男女共同参画の視点からの公的広報の手引きの周知。(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	励する。			